

令和 8 年度

事業概要

環境局

目次

I	環境局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和8年度 主要事業の概要	4

I 環境局の概要

1. 局長 柏木 和馬
2. 局の職員数 980人（令和8年4月20日現在）

3. 令和8年度予算の概要

(1) 一般会計 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	3,278,884	6 環境費	26,138,642
18 国庫支出金	2,040,288		
19 県支出金	38,725		
20 財産収入	46,701		
21 寄附金	36,500		
22 繰入金	181,594		
24 諸収入	4,265,312		
25 市債	3,561,000		
歳入合計	13,449,004	歳出合計	26,138,642

II 組織と事務分掌

環境企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)環境政策の企画推進及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)環境教育に関すること。
- (4)家庭系一般廃棄物の適正処理及び減量並びに資源化の企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

脱炭素推進課

- (1)エネルギー政策に関すること。
- (2)地球温暖化対策に関すること。
- (3)環境に配慮した都市づくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

業務課

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出及びその指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)家庭系し尿の収集及び運搬並びに事業系し尿搬入に係る手数料に関すること。
- (5)一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。
- (6)河川美化に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。
- (7)市民トイレ等に関すること。
- (8)犬猫等動物死体の収集及び運搬等に関すること。
- (9)環境整備用自動車の調達に関すること（他の所管に属するものを除く。）
- (10)一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
- (11)一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
- (13)大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

[淡河環境センター、資源リサイクルセンター]（第4類事業所）

資源循環課

- (1)家庭系一般廃棄物の適正処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)家庭系一般廃棄物の減量及び資源化施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

施設課

- (1)局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。
- (2)一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画に関すること。
- (3)一般廃棄物の処理技術に関すること。
- (4)局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。
- (5)埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関すること。

<妙賀山クリーンセンター>（第3類事業所）

- (1)一般廃棄物の中継に関する事務を分掌すること。

<荊藻島クリーンセンター>（第3類事業所）

- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

<落合クリーンセンター>（第3類事業所）

- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

事業所（第2類事業所）（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。

自動車管理事務所（第2類事業所）

- (1)環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。
- (2)自動車の整備及び検査に関すること。
- (3)機材の修理に関すること。

クリーンセンター（第2類事業所）（東・港島・西）

- (1)一般廃棄物の焼却及び破砕（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)焼却灰の処分に関すること。
- (3)クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (4)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

布施畑環境センター（第2類事業所）

- (1)一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (3)最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

環境保全課

- (1)大気環境、交通環境（交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。）、水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること。
- (2)開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。）の許可及び指導監督に関すること。
- (4)環境影響評価制度の運営及び審査に関すること。
- (5)都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に関すること。
- (6)建築工事に係る資材の再資源化等に係る届出及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)太陽光発電施設等の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

事業系廃棄物対策課

- (1)廃棄物の適正処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)廃棄物の減量及び資源化施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4)廃棄物の適正排出及びその指導並びに再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出され

II 組織と事務分掌

- る粗大ごみを除く。)の収集又は運搬に係る手数料に関する
こと(当該手数料の徴収に係るものを除く。)
- (6)廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
 - (7)産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管に係る届出
及び指導に関すること。
 - (8)建設工事に係る資材の再資源化等に係る指導のうち、廃棄
物の排出及び処理に関すること。
 - (9)使用済自動車の処理に係る登録、許可及び指導に関するこ
と。
 - (10)ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出及び指導に関するこ
と。
 - (11)土砂の埋立て等に係る許可及び指導に関すること(他の所
管に属するものを除く。)
 - (12)路上喫煙及びばい捨て防止対策に関すること(他の所管に
属するものを除く。)
 - (13)住居等における堆積物対策に関すること(他の所管に属す
るものを除く。)
 - (14)地域環境の保全及び美化に関すること。
 - (15)不法投棄の防止及び対策に関すること。

自然環境課

- (1)生物多様性の保全に関すること。
- (2)開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。

Ⅲ 令和8年度 主要事業の概要

1 カーボンニュートラルの実現

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換 【脱炭素推進課】

市民や事業者など様々な主体の自由な発想による先進的で創造性に富んだ脱炭素につながる取組みや市民一人ひとりの脱炭素に関する機運を高める取組みに対して「KOBE ゼロカーボン支援補助金」により積極的に支援する。

また、採択者同士の連携や活動の拡大のための交流会を開催するなど、脱炭素に向けた取組みの普及・拡大を促進していく。

(2) 産業の脱炭素化の促進 【脱炭素推進課】

兵庫県等と連携して、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践手法について学び行動につなげるための「脱炭素経営スクール」を開校するなど、市内企業の脱炭素化を支援・促進する。

(3) クリーンエネルギーの利用促進

①再生可能エネルギーの拡大 【脱炭素推進課】

再生可能エネルギー導入目標（2030年度500MW）の達成に向け、市内公共施設への太陽光発電設備の設置を積極的に進めるとともに、体育館等へのフィルムタイプのペロブスカイト太陽電池の設置や、ガラス型ペロブスカイト太陽電池及びカルコパイライト太陽電池の実証的導入など、これまで設置できなかった場所への軽量・薄型の太陽電池の導入を推進する。

また、令和6年9月に選定されたポートアイランドの「脱炭素先行地域」において、引き続き国交付金を活用し、需要家による太陽光パネルや省エネ設備導入等に対する補助を行う。

さらに、未利用エネルギーの更なる活用に向け、市内河川における小水力発電の事業化に向けた流量調査を引き続き実施するとともに、具体的な事業スキームについて、関係者等と調整しながら検討を進める。

②水素エネルギーの利用促進 【脱炭素推進課】

水素が日常生活や産業活動で利用される「水素社会」の構築に向け、ポートアイランドや空港島で進められている先進的な実証事業への支援を継続する。

モビリティ分野においては、燃料電池や水素エンジンを搭載した商用車の導入に先駆的に取り組む事業者に対して、県市協調による導入支援を行うなど、運輸部門における社会実装を促進する。

③電動車の普及促進 【脱炭素推進課】

燃料電池自動車を購入する個人や事業者に補助を実施する。

さらに、災害による停電時に電動車から天井照明等に給電する「外部給電・神戸モデル」など、災害時に非常用電源としても活用できる電動車の強みを引き続き発信し、電動車の普及促進を図る。

（４）二酸化炭素吸収・固定の促進 【自然環境課】

新たな二酸化炭素吸収源として注目されているブルーカーボンについて、Jブルークレジット制度の活用を推進し、市民団体や事業者による藻場の保全・育成活動を支援するため、課題となっている藻場分布調査の費用低減を目指して、神戸市沿岸の海域の環境において最も効果的かつ効率的な調査手法を検証するほか、藻場が存在している場所もしくは創出できる場所をマップ化したブルーカーボンポテンシャルマップを公開して、新たな藻場の創出や保全を後押しする。

また、森林の二酸化炭素吸収・固定を促進するため、里山林等の適切な管理により若い樹木の成長を促すなどのモデル的な里山整備を実施するとともに、森林管理で発生した伐採木の木材や薪としての活用や、炭素を長期間貯留できるバイオ炭の製作など、市民等との協働による里山再生や資源の利活用を推進する。

（５）KOBE クールオアシスの展開 【脱炭素推進課】

薬局等の協力のもと、冷房の効いた施設を外出時の一時休息所として提供する KOBE クールオアシスを引き続き展開する。

2 ごみの減量と資源の循環

(1) まわり続けるリサイクルの推進 【資源循環課】

プラスチックを中心とした資源の回収拠点である「エコノバ（資源回収ステーション）」について、地域拠点施設に加えて空き家や空きテナント等も活用し、設置を拡大する。

また、プラスチック資源循環の促進として、日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や乳酸菌飲料容器等のリサイクルを推進するとともに、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル事業」を実施する。

(2) リチウムイオン電池等の回収・資源化 【資源循環課】

処理過程において発火事故を招く恐れのあるリチウムイオン電池及びその内蔵製品について、危険性や取扱いについて周知啓発を図るとともに、「電池類回収ボックス」・「小型家電リサイクルボックス」による回収を行い、資源化を図る。

「電池類回収ボックス」では、電池の種類に関係なく、使わなくなった電池を回収することで市民の利便性向上に努める。

(3) 家財のリユース促進 【資源循環課】

リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報を投稿できる掲示板サイト「ジモティー」、その実店舗である「ジモティースポット神戸ジェームス山店」と連携し、家具・家電・衣類などのリユース促進を図る。

また、すまいるネットと連携して、家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」を紹介することで、高齢社会の進展に伴う家財の片付け需要への対応と大型ごみの減量・資源化を推進する。

(4) コンポストの普及促進 【資源循環課】

生ごみの削減、CO₂排出量の削減などの効果があるコンポストについて、これまで取り組んできた「キエーロ」に加え、アーバンファーミング運営団体等と連携したコミュニティ型講習会を実施し、コンポストの普及促進を図る。

また、市立小学校と連携し、給食調理くずを使ったキエーロの取組みに加えて、野菜の栽培・収穫などの体験を通じて、資源の循環を学ぶ環境学習プログラムの実施校を拡大する。

(5) 食品ロスの削減 【資源循環課・事業系廃棄物対策課】

家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブの実施店舗を拡大するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体を支援する。

また、食品販売事業者や飲食店などで、何も対策をしなければ廃棄されてしまう商品を市民が低廉な価格で受け取ることができるよう、市内の主要駅等に「フードロスロッカー」を設置する事業に対する補助を実施し、食品ロスの削減、物価高への対策を進める。

あわせて、フードシェアリングアプリ等の利用促進に向けて、食品販売事業者や飲食店等に対し、初期登録費用を補助するなど、サービス参加を促すとともに、市民への周知及び広報を実施する。

その他、神戸市食品ロス削減協力店を中心に、外食時に発生する食べ残しを持ち帰る「mottECO(もってこ)」の普及拡大を図るなど、食品ロス削減の取組みを推進する。

(6) 事業系ごみの資源化・減量化 【事業系廃棄物対策課】

事業系可燃ごみ中に含まれる資源化可能な紙類やプラスチック類の分別を促進するなど、事業系ごみの資源化・減量化に向けた取組みを推進する。特に資源化可能な紙類については、将来的にクリーンセンターへの排出を禁止することを視野に入れ、排出状況の現状確認を行うとともに、リサイクルを促進するための排出方法の確保や周知啓発及び指導等を実施する。

(7) 不法投棄防止対策 【事業系廃棄物対策課】

山間部など人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、24時間の監視体制を整備するために設置している不法投棄防止カメラと取り外し可能な電池式カメラを効果的に運用するとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることで不法投棄を許さないまちづくりを進める。

(8) 繁華街における環境美化対策 【事業系廃棄物対策課】

三宮駅周辺の繁華街（サンキタ通り、生田新道など）の環境美化を図るため、事業系廃棄物の排出状況等の調査を実施するとともに、カラス除けネットボックスを実証的に設置してその効果と課題を検証し、今後の対策について検討を行う。

さらに、収集を行っている一般廃棄物収集運搬許可業者やビルオーナーと連携し、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約せずに事業系廃棄物を排出している未契約事業者の把握やごみの開封調査等を行ったうえで訪問指導を行うなど、適正排出の徹底を図る。

(9) 路上喫煙・ばい捨て防止対策 【事業系廃棄物対策課】

「路上喫煙禁止地区」において、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収を通じて喫煙マナーの徹底を図るほか、「ばい捨て防止重点区域」における、民間啓発員の巡回による路上喫煙・ばい捨て防止の指導・啓発を強化する。

また、民間事業者に対する喫煙所整備補助金（整備費に限る）の対象範囲を JR 住吉駅、新神戸駅、神戸駅、新長田駅、垂水駅周辺にも拡大することで、喫煙所の増設を進める。

(10) クリーンステーションの管理支援 【業務課】

クリーンステーションの管理負担の軽減を図るための側面的支援として、引き続き、収集時の清掃及びカラス対策ネットの片付けを行うほか、ごみ出しルール違反や大規模化等の課題に対する支援に取り組む。

特に、クリーンステーションの鳥獣被害を防ぐため、クリーンステーション利用者が折り畳み式ネットボックス等を購入する際の費用の一部を助成する制度を新設する。

また、外国人向けごみ出しルールについて、引き続き、日本語学校等との連携を強化し、多言語対応や二次元コード活用等による啓発を進める。

(11) 収集運搬管理業務の効率化 【業務課】

家庭ごみを効率的かつ安定的に収集運搬し、市民の生活環境と公衆衛生を保全するため、ごみ収集運搬管理システムを導入する。

(12) クリーンセンター等の計画的な整備 【施設課】

施設の計画的な管理として、竣工から25年が経過する東クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修を引き続き進めるとともに、落合クリーンセンターについては、煙突解体工事及び老朽改修に向けた調査設計を実施する。

老朽化が進んでいる荻藻島クリーンセンターについては、中継施設の再整備等に関する基本計画を策定する。

3 自然との共生

(1) 生物多様性保全の推進

①自然共生サイト（OECM）を活用した里山保全活動の推進 【自然環境課】

自然共生サイト※¹として国の認定を受け、生物多様性が豊かな場所として国連の OECM※²データベースにも登録されている、北区山田町の小河山林及び周辺棚田において、持続可能な里山再生モデルを生み出すために、市民団体等の活動や来訪者の見学・体験の拠点となる KOBE 里山自然共生センターを活用し、市民・企業・大学・NPO などのあらゆる主体と連携した社会実験を実施し、成功事例を他の里山に展開していく。

あわせて、絶滅危惧種を含む様々な種類の動植物が残されており、神戸で最も生物多様性が豊かな重要な場となっているため池においては、管理が行き届かず荒廃しつつあることから、草刈りや堤体の整備等の維持管理を行う。

②環境 DNA 分析を活用した生物調査の実施 【自然環境課】

豊かな海づくりの実現に向けて、現在実施している垂水処理場における栄養塩類管理運転による海域への影響・効果を定期的に確認するとともに、近海の魚類の生息状況を把握することで、生物多様性の変化を評価・検証するため、環境 DNA 分析を継続的に実施し、稚魚等の成育の場となる、藻場の保全・育成を推進する。

あわせて、神戸市内の河川においても、環境 DNA 分析を活用した生物調査を実施し、レッドデータの改定、河川での生物多様性保全施策等に活用していく。

③国連生物多様性条約第 17 回締約国会議（COP17）への神戸学生使節団の派遣

【自然環境課】

2030 年までに生物多様性の損失を止めて回復に反転させるネイチャーポジティブの実現に向けて、中心的役割を果たすことが期待されるユース世代を COP17※³に派遣し、次代を担う人材を育成する。帰国後に、参加学生や協賛企業との共催による「生物多様性シンポジウム」を開催し、学生から世界の生物多様性保全に対する考え方や取組みを発信することで、市民の意識醸成を図る。

※1 自然共生サイト

市民、企業、団体、自治体等によって生物多様性が保全されている区域を環境省が認定する仕組み

※2 OECM (Other Effective area based Conservation Measures)

新たな生物多様性の世界目標である「30by30 目標」（2030 年までに各国の陸と海の各々 30% 以上の面積を保全する世界目標）の達成に資する生物多様性の保全が図られていると認められる地域で、国連のデータベースに登録される地域

※3 2026 年 10 月にアルメニア共和国エレバン市で開催予定の国連生物多様性条約第 17 回締約国会議

（２）外来生物・野生鳥獣対策の推進 【自然環境課】

生態系被害等の防止対策として、特定外来生物（クビアカツヤカミキリ・ナガエツルノゲイトウほか）の防除や市民団体へ補助を行うとともに、センサーカメラを活用したニホンジカ、ツキノワグマの調査・監視などを継続して実施する。

さらに、スマートフォンアプリを活用した市民参加型の生物調査や LINE を活用した外来生物通報システムの運用、外来生物展示センターの利用促進など、外来生物・野生鳥獣の問題や生物多様性の重要性の啓発を推進する。

（３）環境活動の推進 【環境企画課・資源循環課】

地球温暖化や生物多様性、資源循環などの環境問題に対して、体験を通じて、総合的な理解を促進するため、参加型イベントの開催や市内で行われている環境活動の発信、動画による環境教育講座など、ホームページや SNS も活用しながら、環境に関する知識や神戸を取り巻く環境問題について学ぶことができる機会を創出する。

また、SDGs の達成に資する優れた取組みを行っている団体・個人に対し「神戸 SDGs 表彰」を実施し、その活動を広く市民に PR することで、市民の SDGs への意識向上と行動変容の促進を図る。

4 安全・安心で快適な生活環境の維持

(1) 土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置

【事業系廃棄物対策課・環境保全課】

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」(土砂条例)に基づき、市民生活に影響を及ぼす可能性がある土砂埋立て行為に対し、規模に応じて環境影響調査の実施、保証金の預入れ、水質調査及び廃棄物の混入確認の実施を義務付けている。これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うことにより、不適正な土砂埋立て行為を未然防止し、生活環境及び自然環境の保全を図る。

「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」(太陽光条例)に基づき、太陽光発電施設を設置する事業者に対し、廃棄等費用の事前積立、残置森林率の確保等を義務付けており、既に設置している事業者に対しても維持管理状況等の報告を義務付けている。さらに、令和7年7月に太陽光条例を改正・施行し、規制対象区域の拡大等を行っており、これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うなど、施設の安全性・信頼性の向上、自然環境の確保をより一層推進していく。

(2) アスベスト対策 【環境保全課】

大気汚染防止法の規定に基づくアスベスト事前調査結果、アスベスト除去作業計画等の審査を厳格に行い、解体等工事におけるアスベスト飛散の未然防止策を徹底する。

さらに、アスベスト飛散のリスクがある解体工事現場において、立入調査を行い、大気汚染防止法に則った作業が行われているかの確認、大気中のアスベストの測定を行うなど、飛散防止対策を徹底する。